

直ちにハンセン病問題の真の解決を

本日第 2 回「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」にあたり、2001 年私たちがハンセン病違憲国賠訴訟に全面勝訴して以後今日までのハンセン病問題解決への主な経過を振り返ってみたいと思います。

国の控訴断念によりその判決が確定し、原告団と厚生労働大臣との間で国の法的責任を認めた「合意書」が交わされ、私たち原告団・弁護団・全寮協三者の統一交渉団は厚労省との協議会に臨むようになりました。結果同年の「確認事項」に基づき、翌 2002 年には「ハンセン病問題検証会議」を設け、この会議の報告書により 2006 年「一検証会議の提言に基づく再発防止検討会」が発足。同検討会は昨年 5 月の中間報告書及び今年 6 月 3 日提出の報告書でわが国初の患者権利法ともいえる「医療基本法」の法制化を求めたのに対し、厚労省はこの件について法務・文部科学とのプロジェクトチーム結成への意向を明らかにしております。

こうした進展を一方にしながら、私たちが世論に訴えた運動によって、一昨年衆参両院全会一致の可決をみ、昨年 4 月施行された「ハンセン病問題の解決の促進にかかわる法律（通称『ハンセン病問題基本法』）」は、なぜか同じ厚労省の片隅で埃を被っているとしか思えない実情にあるのです。同法第 3 条基本理念「被害の回復」はどこへやらで、退所者は未だに根強い偏見・差別ゆえその社会生活上甚大な支障をきたし、また入所者は第 11 条「医師・看護師・介護員の確保」すら全くないがしろのありさまと言わざるをえません。事実私たちの療養所のほとんどが医師欠員は恒常化し、看護師欠員も増すばかり、さらに介護員は定員削減、うち賃金職員の場合長年処遇据え置きのうち今年人事院勧告案によりクビ切りの危機も。結局これらのしわ寄せはすべて私たちへですから、あまりにもひど過ぎます。

特に全国療養所入所者 2 千 400 人余の平均年齢はすでに 80 歳を超え、しかも国の隔離政策による強制労働がもたらした症状の悪化は、現在なお視力・四肢に取り返しのつかない後遺症を刻んでいるのです。昨年 7 月 9 日衆議院は「ハンセン病療養所の療養体制の充実に関する決議」を全会一致で可決、その後政権交代等で遅れていた参議院での決議も今年 5 月 21 日の本会議において全会一致可決されました。同時にこの決議を受けた長妻厚生労働大臣は、その場で「決議を尊重する」旨の所信表明を行っています。国賠訴訟の判決から 9 年、これ以上有言のみで止まらないで下さい。

重ねて申し上げます。本日は今は亡き先輩 2 万 5 千有余さらに墮胎児 3 千有余の非業の死を悼む日であります。国はその責任からもこの日を期して「ハン

セン病基本法」と「一療養体制の充実決議」に従い、私たちハンセン病問題の
真の解決に向け、直ちに全力を尽くすよう強く訴えてやみません。

2010年6月22日

ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会会長 笹 雄二